

# 市議会ガイド

---

市議会と市政	市民と市議会と市長の関係について . . . . .	1
市議会の仕組み	議員、議長、会派について . . . . .	2
市議会の運営	定例会、臨時会、本会議や委員会について . . . . .	3・4
市議会の仕事	議会の主な権限について . . . . .	5
市民と市議会	請願と陳情、傍聴、議会広報等について . . . . .	6
政務活動費	交付対象、交付額、交付方法について . . . . .	7
請願・陳情	市民の要望等を議会へ提出する方法について . . . . .	8



## 市議会と市政

私たちが生活している江田島市を快適な住みよいまちにしていくためには、市民一人一人がまちづくりを考え、話し合い、問題を解決していくことが大切です。

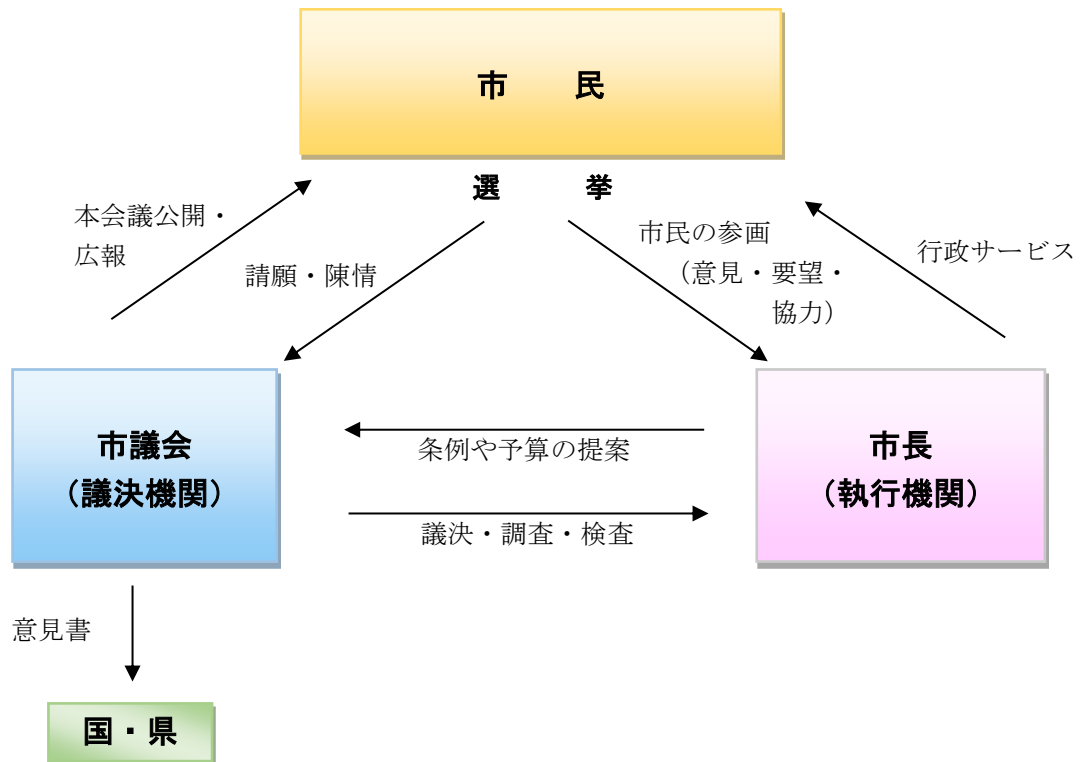
市役所は、市民にとって安全、安心、快適な生活環境や就労環境の整った「住みやすい地域づくり」のため、まちづくりや福祉、教育、道路、観光など、私たち市民の生活と深く関わる仕事をしています。

これらの仕事（市政）には、私たち市民の意見が十分反映されていなければなりません。そこで、私たちの代表者として市議会議員や市長を選挙によって選び、これらの代表者に市政の運営を任せることにしています。

市議会は、地方公共団体としての意思や基本的な方針を決めたり、市政が適正に行われているかを確かめたり、監視する機関（「議決機関」といいます。）です。

また、市議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが市長を始めとする「執行機関」で、この中には、市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などが含まれます。

市議会と市長などの執行機関は、対等の立場に立ってお互いに尊重し、議論し合いながら、より良い市政の実現を目指して努力しています。



## 市議会の仕組み

### 議員

議員は、民の代表として選挙で選ばれ、議会を構成しています。

任期は4年（令和7年11月1日～令和11年10月31日）で、議員の定数は、16人となっています。

### 議長・副議長

議長は議会を代表し、また、議場の秩序を保ち、議事の整理や議会の事務を処理するなど多くの権限が与えられており、大変重要な役目をもっています。

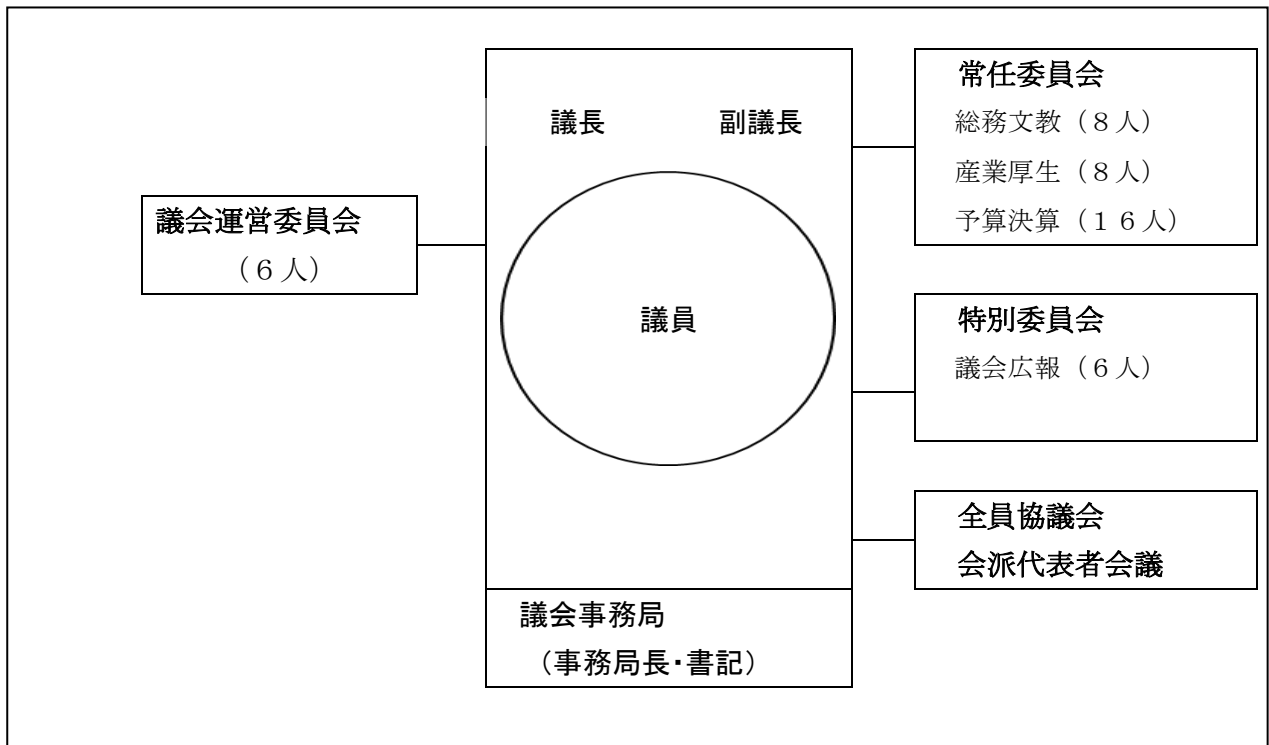
副議長は、議長が事故や病気などで不在のときに議長の代わりを務めます。

### 会派

市議会は、議会の中で志を同じくする議員が集まり、活動をしています。これを会派と呼んでいます。なお、江田島市議会では「会派」の要件を所属議員3人以上としています。

令和8年4月1日現在、江田島市議会には「せいゆうかい政友会（9人）」の1つの会派があり、いずれの会派にも属さない「無会派」の議員は7人となっています。

### 議会の構成



## 市議会の運営

### 定例会と臨時会

市議会には、定期的に開かれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。定例会は条例で年4回と定められており、特別な場合を除き、2月・6月・9月・12月に開かれます。

定例会及び臨時会は、会期が定められ、原則としてその会期中に本会議や委員会を開き、議案の審議・審査などの議会活動を行います。

### 本会議

本会議は議員全員で構成し、議会の意思を決定する会議です。議会としての権限・能力は、本会議に認められるものです。

法律上要求される議会の議決・同意・決定・承認・採択等は、この本会議で行われます。

議員は、招集された日に議場に参集し、原則として議員定数の半数以上の議員が出席したときに、議長の宣告により会議が開かれます。市議会の意思は、原則として出席議員の過半数で決めます。

### 委員会

委員会は、その部門の属する所管事務に関する調査・審査を行います。また、議会で付託された案件についても調査・審査を行います。

#### 1 常任委員会

江田島市議会では、3つの委員会が設置されています。議員はいずれかの常任委員会に所属しています。

市の広範多岐にわたる業務を審議するため、部門別に委員会を設けています。

常任委員会名	所 管 事 務
総務文教常任委員会	総務部、企画部、危機管理監、会計課、教育委員会、議会事務局、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び消防の所管に関する事務並びに他の委員会に属さない事務
産業厚生常任委員会	市民生活部、福祉保健部、福祉事務所、産業部、土木建築部及び農業委員会の所管に関する事務
予算決算常任委員会	予算及び決算に関する事項

## 2 特別委員会

江田島市議会では、現在1つの特別委員会が設置されています。

特別委員会名	調査事項
議会広報特別委員会	議会広報の編集・発行、議会ホームページの管理運営、議会SNSの運営管理、議会広報特別委員会の設置形態に関する事項、議会の広報公聴活動に関する事項（議会運営委員会所管分を除く。）

## 3 議会運営委員会

議会の円滑な運営を期するため議会運営全般について協議し、意見調整を図ります。

## 4 全員協議会

議案の審査、議会の運営、市政の課題等について協議・調整を図るとき、また、執行部からの説明や報告、議員間の討議を行う必要があるときに開催します。



## 5 会派代表者会議

会派間の意見調整、その他議会運営上必要と認める事項について、協議又は調整を行う必要が生じた場合に開催します。

## 市議会の仕事

議会は、市民代表としての機関であるとともに地方公共団体の意思や基本的な方針を決定する機関であり、この決定にしたがって市政を執行していくのが市長です。

市議会の重要な仕事は、市長や議員から提出された議案を審議し、議決することです。

また、市議会には、議決権・検査権・監査請求権及び調査権などの権限が与えられており、それに基づいて次のような仕事をしています。

### 議決

市議会の最も基本的な仕事で、条例や予算を定めたり決算を認定したり、重要な契約や財産の取得・処分の決定などを行います。市議会の議決すべき事項については、地方自治法第96条第1項各号に定められています。

この議決事項の主なものは次のとおりです。

- 1 条例を設け、又は改廃すること。
- 2 予算を定めること。
- 3 決算を認定すること。

議会で議決されないと条例や予算などは執行できません。

### 検査・監査請求・調査

市の事務に関する書類を検査したり、関係者の出頭・証言、記録提出を求めたり、監査委員に監査をするよう求めることで、市民の代表として市政を監視します。

### 意見書

市民生活に関わりの深い事柄について、その実現を図るため議会の意思を意見としてまとめた文書のことです。

地方自治法第99条に、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」とされています。

具体的には、議員が発案して本会議に諮り、可決されれば議長名で関係機関に提出します。

### 選挙・同意

議長・副議長や選挙管理委員の選挙や市長が副市長・監査委員等を選任する際に、同意を与えます。

## 市民と市議会

### 直接請求権

市政運営に異議があるときには、有権者の一定以上の署名をもって、市議会に対して、議会の解散、議員の解職の請求をすることができます。

### 請願と陳情

市政について意見や要望があるときには、誰でも請願や陳情の文書を直接市議会に提出することができます。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。

市議会に提出された請願は、委員会で審査した上、本会議で採択するかどうかを決定します。採択された請願は、必要に応じて市長などへ送り、請願内容の実現を求めます。

陳情についても、議長の判断により請願書と同様に取り扱われます。

詳しくは、請願と陳情のページ（8ページ）を御覧ください。

### 市議会の傍聴

本会議の開催日に傍聴席を開放しています。傍聴を希望される方は、江田島市民センター3階議場前で先着順に受け付けています。傍聴席は50席ありますので、お気軽に傍聴してください。

### 市議会だより

市民の皆様に市議会の審議の様子や結果をお知らせしています。年4回定例会終了後に発行し、自治会の皆様の御協力のもと、市内の各世帯に配布しています。

### 市議会会議録

本会議の詳しい内容を収めています。会議録はインターネットで閲覧・検索できますので、ぜひ御利用ください。

### 議会中継

本会議の様子が、インターネットでライブ中継と録画映像で見ることができます。

また、常任委員会の様子を録画映像で視聴（YouTube）することができます。

（URL：<https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/10489>）



## 政務活動費

政務活動費は、地方議会議員の調査活動基盤を充実させ、地方議会の活性化を図ることを目的として、平成12年の地方自治法の改正により制度化されたものです。

本市議会の政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項まで及び江田島市議会議員の政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派（1人会派を含む。）に対して交付しています。

### 交付対象

会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して交付します。

### 交付額及び交付の方法

会派の所属議員×月額15,000円×12月を一括して年度の最初に交付します。

### 政務活動費の使途基準

政務活動費を充てることができる費用の範囲は、「江田島市議会議員の政務活動費の交付に関する条例」で定めています。

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

## 請願・陳情

市民の皆様が、市政について意見や要望がある場合、請願や陳情を提出して市政に反映させることができます。

請願や陳情は、どなたでも提出することができます。また、内容も江田島市の全ての事務に及び、さらに江田島市の公益に関する事項も含まれます。

議会に提出された請願は、慎重に審議され、その内容が妥当と認められるものは採択し、市の事務に関するものは市長等へ送付されます。その処理の経過、結果については議会でその報告が求められます。

請願と陳情との違いは、請願では提出の際、紹介議員（請願の内容に賛意を表する議員）の署名が必要ですが、陳情では議員の紹介は必要ありません。

市議会への請願・陳情書は、次の要領で提出してください。

- 1 書式は次ページの様式で提出してください。
- 2 請願書には、請願の要旨、提出年月日、請願者の住所、氏名（団体の場合は、所在地、名称・代表者の氏名）を記載してください。
- 3 請願書は、紹介議員（請願の内容に賛意を表する議員）の署名を必要とします。
- 4 陳情書は、議員の紹介を必要としないので、紹介議員の箇所を除いて、本例によってください。
- 5 問合せ先 市議会事務局（電話 0823-42-6310）

※ 請願者の個人情報については、議会での審議、会議録及びホームページ掲載以外で利用することはありません。

**【請願書書式例】**

(陳情書の場合は、紹介議員の箇所を除いて、本例によってください。)

(表紙)

〇〇〇〇〇に関する請願書

紹介議員 〇〇〇〇  
〇〇〇〇  
〇〇〇〇

